

## 須賀川市空家バンク登録促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、須賀川市内の空家等の流通及び移住・定住の促進を図るため、須賀川市空家バンクを利用して空家等を売却又は賃貸する者等に対して、予算の範囲内において、空家バンクへの登録のために必要となる手数料の一部について補助金を交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）第2条第1項に定義するものをいう。
- (2) 空家バンク 須賀川市空家バンクをいう。
- (3) 所有者等 当該空家等の管理又は処分に関し、所有権を有する者（当該空家等が共有に係るものである場合には、共有者のうちから選任された代表者1人）又はその相続人（相続人が複数いる場合には、選任された代表者1人）をいう。
- (4) 一般廃棄物処理業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項本文又は同条第6号の規定による許可を受けた者をいう。
- (5) 委託業務 空家バンクへの登録のために必要となる手続をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 須賀川市内に存し、かつ、建築年数が20年以上経過している空家等であるもの。
- (2) 空家バンクに2年間登録できるもの。ただし、登録後2年を経過せずに空家バンクにより売却又は賃貸に至った場合はこの限りでない。
- (3) 専用住宅又は併用住宅のうち住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがないもの。

2 前項の規定に関わらず、特に市長が必要と認めるものについては、補助対象空家等とすることができる。

(補助対象者)

第4条 この補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 空家等の所有者等（法人を含む）で、当該空家等を空家バンクに登録することが確約で

きること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空家バンク登録促進事業とし、別表第1に定めるとおりとする。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、他の補助金の交付を受ける経費を除く。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円（補助対象空家等の所在地が長沼地区又は岩瀬地区の場合は40万円）を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請添付書類等）

第8条 規則第4条第1項に規定する申請書は須賀川市空家バンク登録促進補助金交付申請書（第1号様式）とし、同条に定める関係書類は次に掲げるもの及び補助対象事業に応じて別表第2に定めるものとする。

(1) 同意書兼確約書（第2号様式）

(2) 紛争等に関する誓約書（第3号様式）

(3) 補助金の振込先通帳の写し

2 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象事業に着手する7日前までに、前項に規定する書類を市長に提出しなければならない。

（申請の変更又は中止）

第9条 規則第11条第1項の規定により市長に補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を提出するときは、補助対象事業に応じて別表2に定める書類を添えなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第17条第1項に規定する書類は、次のとおりとし、補助対象事業の完了の日から起算して14日以内で補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 須賀川市空家バンク登録促進補助金実績報告書（第4号様式）

(2) 空家バンクへの登録が完了したことが分かる書類

(3) 補助対象事業に応じて別表第3に定める書類

（補助金の額の確定）

第11条 規則第18条第1項に規定する審査及び調査等は建築住宅課に所属する検査員（以下「検

査員」という。)が行うものとする。

- 2 前項の規定による完了報告検査を行った検査員は、速やかに補助事業等完了報告検査復命書(第5号様式)により復命するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による完了報告検査により不備が判明したときは、完了検査結果不備事項通知書(第6号様式)により補助事業者へに通知するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条及び第6条関係)

| 補助対象事業              | 委託業者                                      | 補助対象経費   |
|---------------------|---|--|
| 1 空家等の登記等手続         | 原則として、市内の司法書士。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 | 登記等手続に要する費用<br>(1) 登記等に必要書類等の取得及び作成に係る費用<br>(2) 不動産登記等を行う資格を有する者への報酬   |
| 2 空家等に残存する不要な家財等の処分 | 須賀川市の許可を受けた一般廃棄物処理業者                      | 家財処分に要する費用<br>(1) 須賀川地方衛生センターへの持込手数料<br>(2) 須賀川地方衛生センターによる粗大ごみ収集手数料<br>(3) 一般廃棄物処理業者に委託した不要な家財(粗大ごみ等)の収集・運搬及び処分費<br>(4) 特定家庭用機器再品化法(家電リサイクル法)に規定された家電4品目の収集・運搬リサイクル料 |
| 3 空家等のクリーニング        | 原則として、市内の事業者。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。  | クリーニングに要する費用   |
| 4 空家等の敷地内の除草又は庭木の剪定 | 原則として、市内の事業者。ただし、やむを得ない理由がある場合は、          | 除草又は剪定に要する費用   |

|                     |  |              |
|---------------------|--|--------------|
|                     | この限りでない。                                 |              |
| 5 空家等の日常生活に必要な部分の修繕 | 原則として、市内の事業者。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 | 修繕又は交換に要する費用 |

別表第2（第8条及び第9条関係）

| 補助対象事業委託業務          | 交付（変更）申請時の添付書類        |
|---------------------|-----------------------|
| 1 空家等の登記等手続         | 登記等手続費用の見積書           |
| 2 空家等に残存する不要な家財等の処分 | 手数料の額が分かる書類又は処分費用の見積書 |
| 3 空家等のクリーニング        | クリーニング費用の見積書          |
| 4 空家等の敷地内の除草又は庭木の剪定 | 除草又は剪定費用の見積書          |
| 5 空家等の日常生活に必要な部分の修繕 | 修繕又は交換費用の見積書          |

別表第3（第10条関係）

| 補助対象事業委託業務          | 実績報告時の添付書類    |
|---------------------|---------------|
| 1 空家等の登記等手続         | 登記等手続費用の領収書   |
| 2 空家等に残存する不要な家財等の処分 | 手数料及び処分費用の領収書 |
| 3 空家等のクリーニング        | クリーニング費用の領収書  |
| 4 空家等の敷地内の除草又は庭木の剪定 | 除草又は剪定費用の領収書  |
| 5 空家等の日常生活に必要な部分の修繕 | 修繕又は交換費用の領収書  |